



発行 東京都

目次

94

規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………(主税局税制部税制課)…一
- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部疾病対策課)…三
- 東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(同)…四
- 東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(同)…四
- 東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則……………(同)…五
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局生活福祉部保護課)…五
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部計画課)…七
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)…三
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課)…三
- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…四
- 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)…七
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)…六

規則

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)…三
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部感染症対策課)…四
- 東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則……………(病院経営本部経営企画部財務課)…六
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(建設局公園緑地部公園課)…六

規則(教)

- 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………六

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第二百六号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百六号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「オ」を「カ」に、

氏名	住所(居所)
(代表者)	

を

氏名 (代表者)	住所(居所)	
	個人(法人)番号	

に改め、同様式に備考を

して次のように加える。

備考 「個人(法人)番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

別記第六号の二様式中「あて」や「宛」ひびひび 「と読み替えるものとし、上記1の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

別記第七号様式、第七号の二様式、第八号様式、第八号の四様式、第八号の五様式及び第九号の七様式中「あて」や「宛」ひびひび 「と読み替えるものとし、上記2の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

別記第八号の八様式中「あて」や「宛」ひびひび 「と読み替えるものとし、上記1の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

別記第十号様式及び第十号の二様式中「あて」や「宛」ひびひび 「と読み替えるものとし、上記3の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

別記第十三号様式中「あて」や「宛」ひびひび 「と読み替えるものとし、上記2の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

別記第十四号の三様式及び第十四号の四様式中「と読み替えるものとし、上記1の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

別記第十五号様式中「と読み替えるものとし、上記3の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

別記第十六号様式中「と読み替えるものとし、上記2の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

別記第十八号様式中「あて」や「宛」ひびひび 「と読み替えるものとし、上記1の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を記す。

削る。

別記第十九号様式中「あて」を「宛」に改め、「と読み替えるものとし、上記3の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を削る。

別記第十九号の二様式中「あて」を「宛」に改め、「と読み替えるものとし、上記2の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を削る。

別記第十九号の三様式及び第十九号の四様式中「あて」を「宛」に改め、「と読み替えるものとし、上記3の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を削る。

別記第十九号の五様式中「あて」を「宛」に改め、「と読み替えるものとし、上記1の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を削る。

別記第二十三号様式(戊)中「と読み替えるものとし、上記2の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を削る。

別記第三十七号様式中「東京都 都税事務所長」を「都税事務所長」に改め、「と読み替えるものとし、上記3の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を削る。

別記第三十七号の二様式中「と読み替えるものとし、上記2の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を削る。

別記第一百十号の三様式中「あて」を「宛」に改め、「と読み替えるものとし、上記2の教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を削る。

別記第一百八十一号様式及び第一百八十二号様式中「あて」を「宛」に改め、「なお、教示の文中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と読み替えるものとする。」を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別記第六号様式の改正

規定は、同年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限り。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年十二月二十八日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百七号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一疾病名の欄中「母斑症」の下に「(指定難病の結節性硬化症、ステージ・ウエーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群を除く。)」を加え、「ミオトニー症候群(指定難病のシユワルツ・ヤンペル症候群を除く。)」及び「進行性筋ジストロフィー(指定難病の遠位型ミオパチーを除く。)」を削り、同表対象者の欄中「結節性硬化症、」及び「進行性筋ジストロフィー」を削る。

別記第十七号様式(ウ)中「備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)

2 施行日の前日において、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「旧規則」という。)別表第一の第二類に掲げる母斑症

(指定難病の結節性硬化症、ステージ・ウェーバー症候群及びクリツペル・トレノネー・ウェーバー症候群に限る。)、ミオトニー症候群(指定難病のシユワルツ・ヤンペル症候群を除く。)、又は進行性筋ジストロフィー(指定難病の遠位型ミオパチーを除く。)(のり患により医療費助成の対象者として現に認定を受けている者(東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号。以下「**改正規則**」という。)) 附則第五項の規定の適用を受ける者を除く。))については、当該認定に係る医療費助成の期間に限り、当該認定に係る疾病をこの規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「**新規規則**」という。)) 別表第一の第二類に掲げる疾病とみなして、新規規則の規定を適用する。

3 施行日の前日において、旧規則別表第一の第二類に掲げる母斑症(指定難病の結節性硬化症、ステージ・ウェーバー症候群及びクリツペル・トレノネー・ウェーバー症候群に限る。)、ミオトニー症候群(指定難病のシユワルツ・ヤンペル症候群を除く。)) 又は進行性筋ジストロフィー(指定難病の遠位型ミオパチーを除く。)(のり患により医療費助成の対象者として現に認定を受けている者(二十六年改正規則附則第五項の規定の適用を受ける者に限る。)) については、施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間は、当該認定に係る疾病を新規規則別表第一の第二類に掲げる疾病とみなして、二十六年改正規則附則第五項及び第九項から第十一項までの規定並びに新規規則の規定を適用する。

4 前項の規定の適用を受ける者は、施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、現に受けている認定に係る医療費助成の期間が終了する場合、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「**難病法**」という。)) 第六条第一項の規定による申請(難病法第五条第一項に規定する指定難病のうち、当該者が現に受けている認定に係る疾病に相当する疾病に係る申請に限る。次項において同じ。))を行うものとする。

5 附則第三項の規定の適用を受ける者が、難病法第六条第一項の規定による申請を行った場合であって、その病状が難病法第七条第一項第一号に該当するときは、現に受けている認定に係る医療費助成の有効期間の終了後同号に規定する病状の程度に該当

している間は、附則第三項の規定は適用しない。
6 附則第二項又は第三項の規定の適用を受ける者が、施行日以降新規規則第十二条に規定する資格を喪失した場合に該当するときは、資格を喪失した日以降附則第二項又は第三項の規定を適用しない。

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年十二月二十八日
東京都知事 外 添 要 一

●**東京都規則第二百八号**

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

5 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年東京都規則第二百七号) 附則第二項及び第三項の規定の適用を受ける者については、第二条第二号に掲げる者とみなす。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年十二月二十八日
東京都知事 外 添 要 一

●**東京都規則第二百九号**

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則（平成十二年東京都規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年東京都規則第二百七号）附則第二項及び第三項の規定の適用を受ける者については、第二条第二号に規定する難病医療費等助成規則別表第一に掲げる疾病に罹患している者とみなす。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百十号

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則（平成十二年東京都規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年東京都規則第二百七号）附則第二項及び第三項の規定の適用を受ける者については、第三条に規定する医療費等助成規則別表第一の第二類に掲げる疾病に罹患している者とみなす。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十八日

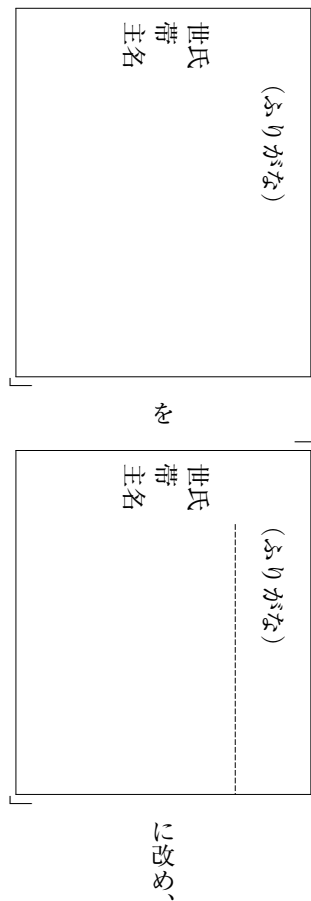
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百十一号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十二年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（表）中



氏名	続柄	性別	生年月日	切換年度	学歴	心身の状況	職業	他法の付給	備考	同居して生計をとる者											
										1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	世帯主	男・女	..																		
		男・女	..																		
		男・女	..																		
		男・女	..																		
		男・女	..																		
		男・女	..																		
		男・女	..																		
		男・女	..																		
		男・女	..																		

2

人員	氏名 (ふりがな)	続柄	性別	生年月日	切換年度	学歴	心身の状況	職業	その他の付給	備考	同居して生計をとる者										
											1	2	3	4	5						
1 氏名	世帯主	男女	..																	
2		男女	..																	
3		男女	..																	
4		男女	..																	
5		男女	..																	

1

改める。

別記第十一号様式中

人員	ふりがな	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
1			男女					
2			男女					
3			男女					
4			男女					
5			男女					
6			男女					
7			男女					
8			男女					
9			男女					
10			男女					

を

人員	（ふりがな）		続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
	氏名	個人番号							
1				男女					
2				男女					
3				男女					
4				男女					
5				男女					

に

改める。

附則

- この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則別記第二号様式及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十二号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第七条の九第三項」を「第七条の二十三第一項」に改める。

別記第十一号様式中「申請者氏名

を「申請者氏名」に改める。

区市町村 受付印

を

区市町村使用欄
受付印
本人確認

に改める。

別記第十一号の七様式中

氏名	男・女
----	-----

氏名	個人番号	男・女
----	------	-----

氏名	父・母・その他（ ）
----	------------

氏名	個人番号	父・母・その他（ ）
----	------	------------

申請者氏名	申請者氏名
-------	-------

受理年月日	收受印欄	都使用欄
-------	------	------

区市町村使用欄			
受理年月日	本人確認	收受印欄	

改める。

別記第十一号の八様式を次のように改める。

第11号の8様式 (第6条関係)

医療受給者証再交付申請書

受給者証番号	フリガナ	患者氏名	住所	申請理由	申請者名	申請者住所	区市町村使用欄	都使用欄
受給者番号	姓	名	東京都 区郡 市町村 団地 荘 マンション 丁目 番 号 様方	(理由) 1 破損した 2 汚した 3 紛失した	姓	東京都 区郡 市町村 団地 荘 マンション 丁目 番 号 様方	区市町村使用欄	都使用欄
性別	男	女			名		本人確認	收受印欄
生年月日	年	月	日		患者との続柄	電話番号		
個人番号	番	号			個人番号	()		
<p>上記の理由により、小児慢性特定疾病医療受給者証の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者氏名 _____</p> <p>東京都知事 殿</p>								

別記第十一号の九様式中

区市町村 受付印	
-------------	--

を

区市町村使用欄	本人確認
受付印	

を

る。

別記第十四号様式中

〔(申込者)
住所氏名
氏名

〕(申込者)
住所氏名
氏名
個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別記第十四号の七様式中

ふりがな 氏名	続柄 本人

を

ふりがな 個人番号	続柄 本人

を

が「添付してください。」の次に「ただし、公簿等によって確認することができる場合は、省略することがあります。」を記入。

別記第十四号の十三様式中

生年月日	昭和 平成	年	月	日
------	----------	---	---	---

を

生年月日	年	月	日
個人番号			

を

生年月日	平成	年	月	日
------	----	---	---	---

を

生年月日	年	月	日
個人番号			

を

〔指定医療機関〕を「指定発達支援医療機関」に記入。
別記第十四号の十七様式中「届出ます」を「届け出ます」に

生年月日	昭和 平成	年	月	日
------	----------	---	---	---

を

生年月日	年	月	日
個人番号			

を

生年月日	平成	年	月	日
------	----	---	---	---

を

生年月日	年	月	日
個人番号			

を

別記第十四号の二十一様式中

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

を

生年月日	年	月	日
個人番号			

を

氏名	生年月日

を

氏名	生年月日
個人番号	年月日
個人番号	年月日
個人番号	年月日

を

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

を

別記第十四号の二十三様式中

生年月日	年	月	日
個人番号			

を

続柄	生年月日
	年月日

を

続柄	生年月日	個人番号
	年月日	

を

別記第十四号の二十四様式中

生年月日	年月日
受給者証番号	

を

生年月日	年月日
個人番号	
受給者証番号	

を

生年月日	年月日
受給者証番号	

を

生年月日	年	月	日
個人番号			
受給者証番号			

に改める。

別記第二十四号様式1片(第)中「申請します。」の次に「なお、認定に当たり世帯の収入額を確認する必要がある場合は、東京都が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に定めるところにより区市町村から都民税、道府県民税、特別区民税又は市町村民税の情報を取得することに同意します。」を添付

同様式2片(第)

ふりがな氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業(学年)	健康状態	主たる養育者	備考(国籍等)
	世帯主							

を

ふりがな氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	職業(学年)	健康状態	主たる養育者	備考(国籍等)
		世帯主							

に

改める。

別記第二十五号様式を次のように改める。

第25号様式 (第15条関係)

整理番号	認定・登録年月日	認定・登録番号	住所	ふりがな氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	職業(学年)	健康状態	研修修了年月日	当座見相談所	備考	種別()
															里親登録簿
			〒												
			〒												
			〒												
			〒												
			〒												
			〒												
			〒												
			〒												
			〒												

(日本工業規格A列4番)

別記第二十九号の七様式中

「住所
氏名 (男・女) を
生年月日 年 月 日 (歳) 」

「住所
氏名 (男・女) に改める。
生年月日 年 月 日 (歳)
個人番号 □□□□□□□□□□□□□□□□」

附 則

- この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第十一号様式、第十一号の七様式から第十一号の九様式まで、第十四号様式、第十四号の七様式、第十四号の十三様式、第十四号の十八様式、第十四号の二十一様式、第十四号の二十三様式、第十四号の二十四様式、第二十四号様式及び第二十九号の七様式(次項において「旧様式」という。)は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則による第十一号様式、第十一号の七様式から第十一号の九様式まで、第十四号様式、第十四号の七様式、第十四号の十三様式、第十四号の十八様式、第十四号の二十一様式、第十四号の二十三様式、第十四号の二十四様式、第二十四号様式及び第二十九号の七様式とみなす。
- この規則の施行の際、旧様式及びこの規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年十二月二十八日

●東京都規則第二百十三号

東京都知事 外 添 要 一

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則(昭和三十九年東京都規則第三百二十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(表中)

電 話 (自宅)	
電 話 (携帯)	

を

電 話 (携帯)	
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□

に改める。

別記第二十六号様式中

借 受 金	種 類	特 例 児 童 扶 養 資 金	借 受 金 額	借 受 年 月 日	借 受 期 間	免 除 申 請 者 名
借 受 人 氏 名	方 法	賦 償 還 ・ 毎 回	円 ず つ	年 月 日 から	年 月 日 まで	氏

借 受 金	種 類	特 例 児 童 扶 養 資 金	借 受 金 額	借 受 年 月 日	借 受 期 間	免 除 申 請 者 名
借 受 人 氏 名	方 法	賦 償 還 ・ 毎 回	円 ず つ	年 月 日 から	年 月 日 まで	氏

「申請します。」と「申請内容の審査のために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号を利用した都民税、道府県民

後、特別区民税又は市町村民税の情報の取得に同意します。」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降の申請に係る母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則別記第一号様式及び第二十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百十四号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則（昭和五十年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（表）面、第二号の二様式（表）面及び第二号の三様式（表）面中

電話番号	
------	--

を

整理番号	
個人番号	

	配偶者 （続柄）	
	個人番号	

	配偶者 （続柄）	
	個人番号	

改める。
別記第十号様式を次のように改める。

に
を

第10号様式 (第4条関係)

障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当受給資格者異動届

(ふりがな)		※受付 年 月 日 番号	
受給資格者氏名		住 所 (変更前)	
個人番号			
変更の 1 氏 名		変 更 前	
2 住 所		変 更 後	
3 そ の 他			
容 1 死 亡			
上記の理由が発生した日		年 月 日	
上記のとおり変更があつたので、届け出ます。			
年 月 日		氏 名	
殿		印	

記入上の注意

- 1 「変更の内容」の欄は、該当する番号を○で囲んで必要な事項を記入してください。
- 2 受給資格者が死亡した場合は、戸籍法 (昭和22年法律第224号) の規定による届出義務者が、死亡を証する書類を添えて、14日以内に届け出てください。
- 3 記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則別記第二号様式、第二号の二様式、第二号の三様式及び第十号様式 (次項において「旧様式」という。) は、この規則による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則による別記第二号様式、第二号の二様式、第二号の三様式及び第十号様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百五号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則 (昭和四十八年東京都規則第四百一十一号) の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「行わなければならない」の下に「(これらの証明書により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。)」を加える。

第十四条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第十条の調査は、受給者又は同居の親族に、次の各号に掲げる届等を当該各号に定める期間内に提出させることその他の受給資格の有無に関する事実調査によるものとする。

第十四条第一号中「別記第九号様式」の下に「及び課税証明書 (課税証明書により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。)」を加える。

別記第一号様式(表)を次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

重度心身障害者手当受給資格認定申請書

東京都知事 殿
東京都重度心身障害者手当条例に基づき、関係書類を添えて、受給資格の認定を申請します。
重度心身障害者手当受給資格認定のため、私の世帯の住民登録簿及び税務資料について、各関係機関に調査することを承諾します。

Application form containing personal information, applicant details, and medical status. Includes fields for name, sex, date of birth, address, and medical institution.

(表面)

Table for '申請者及び申請者の配偶者・扶養義務者の所得について' (Income of applicant and spouse/dependents). Columns include name, income type, and amount.

○課税証明書を添付します(公簿等によって確認することができる場合は省略することはありません。)

印

(日本工業規格A列3番)